

## 水俣条約への対応に関するお知らせ

2013年10月に締結された「水銀に関する水俣条約」の締結国数が50か国に達したため、本条約は本年8月16日に発効されました。この水俣条約の発効を受け、日本国内法である「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が8月16日に施行されました。

弊社では2013年以降、定期的に関係各所に確認を取りながら、お問合せ頂きましたお客様に対して、基本的な方針をご案内して参りました。今回の国内法施行に合わせ、現時点で把握している情報をもとに弊社該当製品の取扱いおよび保守に関する対応をまとめましたので、ご案内させていただきます。

### 記

#### 【対象製品の販売と保守】

##### □半導体用静電気試験器 (ESS-6000 シリーズ)

〔製造・販売〕2019年5月をもちまして製造・販売を終了させていただきます。

〔新製品〕同業他社との連携も含め提供の検討をして参りましたが、本製品は現行製品をもちまして製造・販売を終了とさせていただきます。

- 製造・販売終了後の製品保守につきましては、一定期間保守部品を保有し、可能な限り修理対応いたします。保守部品の保有期間は、弊社国内修理規約に基づき原則として、製造終了から5年間（2024年5月まで）となります。保守部品のうち水銀リレーについては消耗品扱いとし、製造終了後8年間（2027年5月まで）を保有期間といたします。

〔ご注意〕 上記の内容は、下記【本記載に関するご留意】を前提に記載しております。

#### 【弊社の基本的な方針】

1. 今後とも、経済産業省などの監督官庁並びに関係諸団体、お取引先さま等々からの情報収集に努め、お客さまに対して適宜適切な情報発信と必要な対応が出来るよう図って参ります。
2. 水銀含有部品を使用した該当製品の製造および販売は、法律の解釈により2020年末までは継続が可能となっております。
3. 該当する製品の保守・メンテナンスにつきましては、製品の製造には相当しないため、対応可能と解釈しております。従って、法律に基づく2021年規制開始以降も、弊社修理規約に基づいた保守及びメンテナンスの対応は継続させていただく所存です。ただし、水銀リレー単体での販売は規制されるため、該当製品のお預かり、もしくは出張修理による交換とさせていただく所存です。

※日本国以外での水銀含有部品の交換など保守およびメンテナンス対応につきましては、監督官庁への確認および貿易管理令をもとに対応する予定ですが、相手国の対応を含め弊社の方針を決定することができない状況もあるため、引き続き情報の収集に努めます。

## 【本記載に関するご留意】

本方針は、政令および関係諸団体へ可能な限り確認し、本年8月時点で把握している情報と状況認識をもとに決定しております。

従いまして、関連法規制の内容や解釈の変更及び日本国以外とのやり取りにおける相手国の状況により本方針を変更せざるを得ない場合があることを、ご留意頂きますようお願い申し上げます。

なお、本件に関する情報の提供やお問合せは、弊社営業担当またはカスタマサービスセンター担当者へご連絡ください。

以上